最近の特許行政動向と特許性について
―H25年度・特許庁との懇談会報告―

平田　好則
(一社)日本溶接協会 特許委員会 委員長

立花　知之・篭原　義二
(一社)日本溶接協会 特許委員会 幹事

1　はじめに

特許委員会では，（一社）日本溶接協会会員企業の知的財産戦略の一助として，特許庁の方々との懇談会を毎年行っている。本年度の懇談会は，溶接会館にて，2013年11月15日，35名の溶接業界関係者および３名の特許庁審査官の参加を得て，**表１**のテーマについて具体的かつ有意義なご解説ご講演を頂いた。加えて，本年度も，討論会を行う時間と場とを設け，講演テーマ以外の事項も含めた活発な情報・意見の交換を行う機会の提供を行った。

本懇談会が，最近の特許行政の概要を知る場になったとともに，審査基準や特許性判断の理解を深める機会となったのではと思われる。本懇談会の意義には，特許庁と溶接関連業界との情報・意見交換の場としての役割もあり，討論会を通じて，貴重な交流の場ともなったと思われる。以下に，本懇談会の内容や，質疑応答についての抜粋を報告する。

表１　2013年度懇談会のテーマと特許庁参画者

テーマ		特許庁参画者（敬称略）
1	「最近の特許行政の概要」の解説	【講演】 特許庁審査第二部生産機械（特殊加工）室長 間中　耕治
2	「発明の単一性の要件」,「発明の特別な技術的特徴を変更する補正」等の審査基準改訂の解説	【講演】 特許庁審査第二部生産機械（特殊加工）室長 間中　耕治
3	「特許性判断におけるクレーム解釈に関する調査研究」の解説	【講演】 特許庁審査第二部生産機械（特殊加工）上席審査官 田合　弘幸
4	討論会	【討論会への参画】 ＜審査官＞ 特許庁　審査第二部生産機械（特殊加工） 間中　耕治，田合　弘幸，松本　公一

【我が国出願人のグローバル出願率の推移】

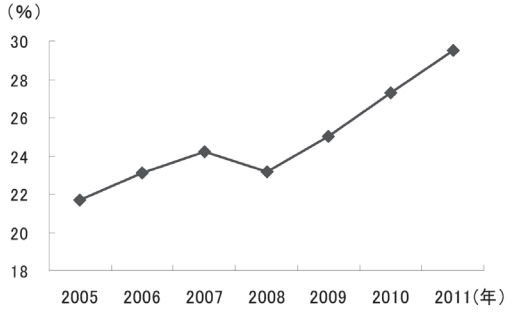

2011年の値は暫定値
出典：特許行政年次報告書2013
※グローバル出願率：
国内へ出願される特許出願のうち外国にも特許出願される件数の比率。外国出願した国の数は、グローバル率に影響を及ぼさない。なお、特許出願には、国内出願に基づかず直接国際出願の受理官庁としての日本国特許庁に出願されたPCT 出願を含む。

【我が国出願人の世界への特許出願の内訳】

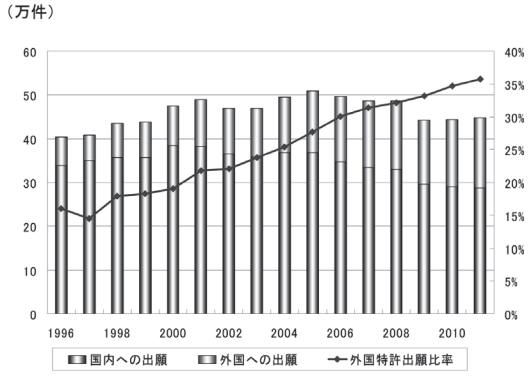

※外国特許出願比率：
国内出願件数と外国出願件数の合計に占める外国出願の件数の比率

出典：特許行政年次報告書2013
（WIPO statistic database等 より特許庁作成。）

図１　グローバル出願率の推移と特許出願の内訳

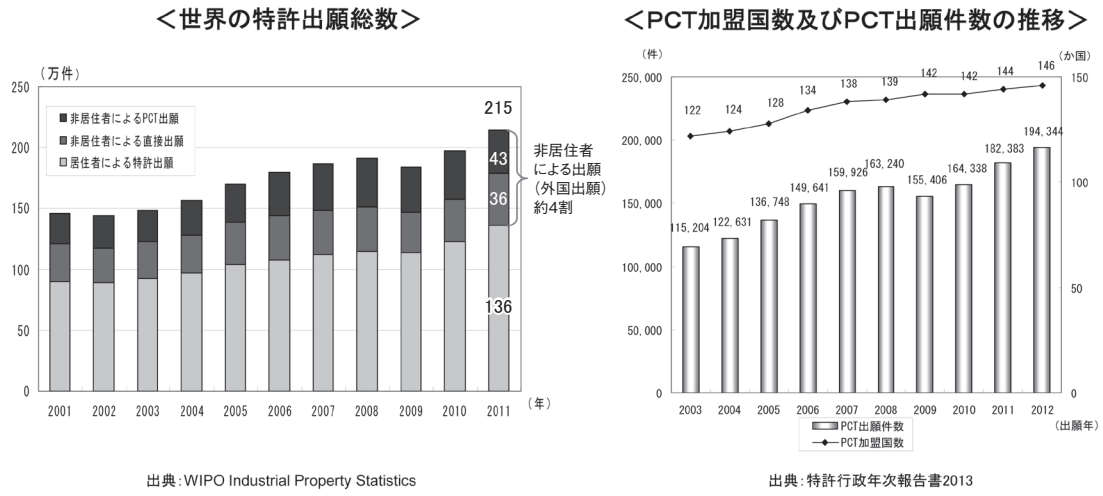

図２　世界の特許出願総数とPCT出願の推移

【対象となる出願】

①実施関連出願　：　**実施又は実施予定の発明に係る特許出願**
②外国関連出願　：　**海外にも出願した又は出願している特許出願**
③中小企業、個人、大学等の出願　：　**中小企業、個人又は大学が出願した特許出願**
④グリーン関連出願　：　**省エネ、CO_2削減等の効果を有する発明に係る特許出願**
⑤震災復興支援関連出願　：　**震災により被災した者が出願した特許出願**（2011年8月～）
⑥アジア拠点化推進法関連出願　：　**アジア拠点化推進法に基づく認定を受けた研究開発事業の成果に係る特許出願**（2012年11月～）

【審査順番待ち期間】

早期審査の申請から、審査着手まで平均1.9か月（2012年実績）

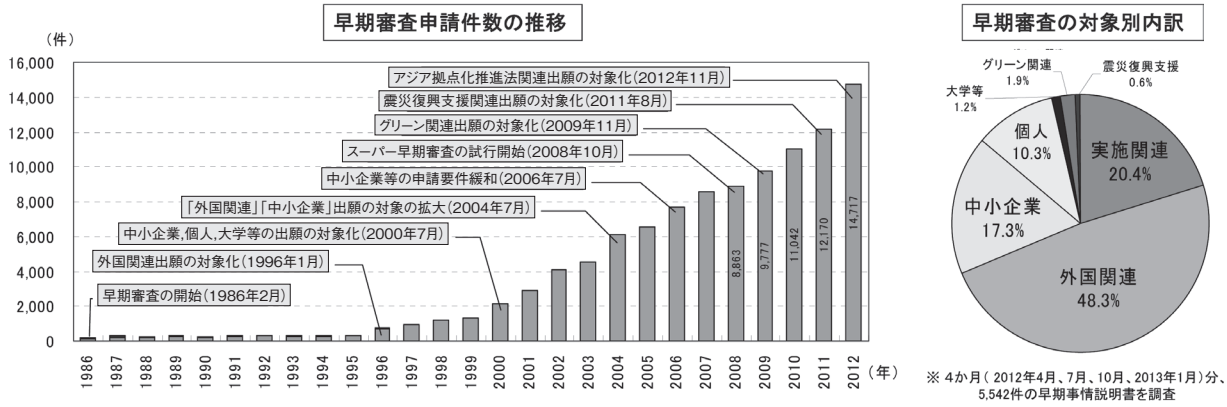

図３　早期審査制度の概要

2　「最近の特許行政の概要」の解説

世界の特許出願動向の紹介に始まり，出願人のニーズに対応する制度や出願人の知財活動を支援する取り組みなど，最近の特許行政の概要についてご解説いただいた。

以下に，ご講演の抜粋を報告する。

2.1　データに基づく我が国および世界の特許出願・審査の現状

図１に，わが国出願人のグローバル出願率の推移とわが国出願人の世界への特許出願の内訳を示す（前ページ）。図１左のように，グローバル出願比率は急速に増えており，2012年では30％を超えている。図１右のように，わが国出願人の全出願における外国への出願が占める割合は，年々増加している。

図２に，世界の特許出願総数とPCT加盟国数およびPCT出願件数の推移を示す。**図２**左のように，全世界の特許出願件数は急増しており，2011年で215万件である。特に図２右のように，PCT出願が増加しており，日本だけでなく世界中でPCT出願が増加している。急増する出願への対応が，世界の特許庁共通の課題となっている。

2.2　出願人の多様なニーズに対応する制度

図３に，早期審査制度の概要を示す。早期審査制度は，出願人からの申請を受けて，通常より早期に審査・

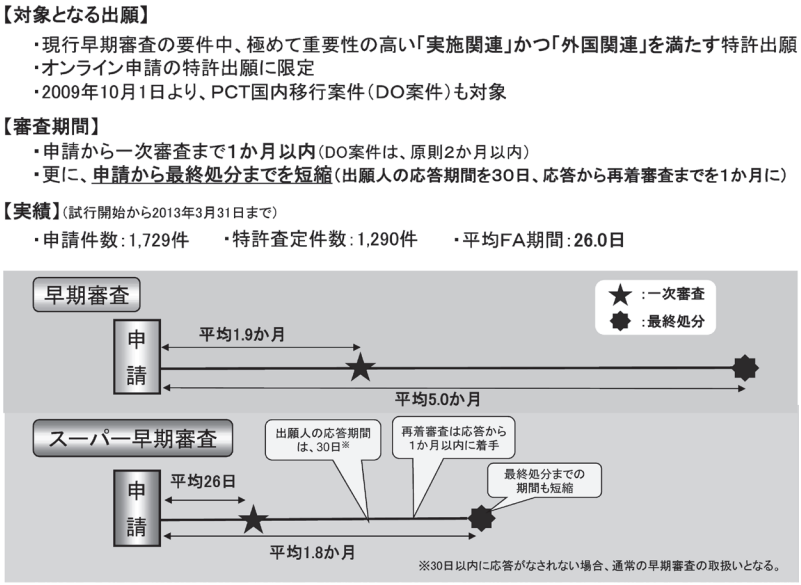

図４　スーパー早期審査制度の概要

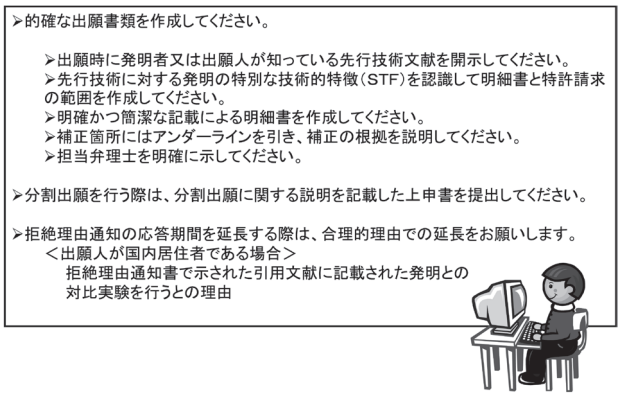

図５　出願人の皆様へのお願い事項

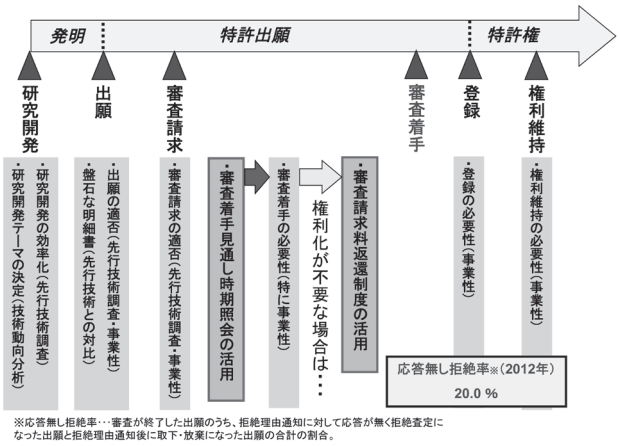

図６　研究開発から権利取得までの流れ

審理を実施する制度である。対象となる出願が増えており，実施関連出願と外国関連出願に加え，中小企業・個人・大学等の出願，グリーン関連出願，震災復興支援関連出願，アジア拠点化推進法関連出願，が追加されている。

早期審査の場合，早期審査の請求から約２ヵ月で審査着手され，通常よりも早い。早期審査申請件数は，確実に増加している。

図４に，スーパー早期審査制度の概要を示す。スーパー早期審査制度は，早期審査制度よりもさらに早い審査を実施する制度であり，極めて重要度の高い実施関連かつ外国関連であってオンライン申請の特許出願が対象である。

実績は，申請件数1729件，特許査定件数1290件，平均ＦＡ期間26.0日であり，特許庁の対応が早いだけでなく，出願人側の対応期間も短くすることが求められる。

図５に，出願人の皆様へのお願い事項を示す。

的確な出願書類を作成いただきたい。先行文献の開示，発明の技術的特徴（STF：Special Technical Feature）を認識して特許請求の範囲を作成いただきたい。分割出願を行う場合，上申書を提出いただきたい。

2.3　出願人の知財活動を支援する取り組み

図６に，研究開発から権利化までの流れを示す。2012年の応答無し拒絶率は20％である。特許庁としては，事業に役立つ審査を行いたい。「特許審査着手見通し時期照会」や「審査請求料返還制度」を活用いただき，審査の必要が無いものは，取下げも検討いただきたい。

特許庁ホームページを通じて，「特許審査着手見通し時期照会」により，いつ頃審査着手されるかの確認が可能である。「審査請求料返還制度」は現在も継続しており，状況に応じて利用いただきたい。

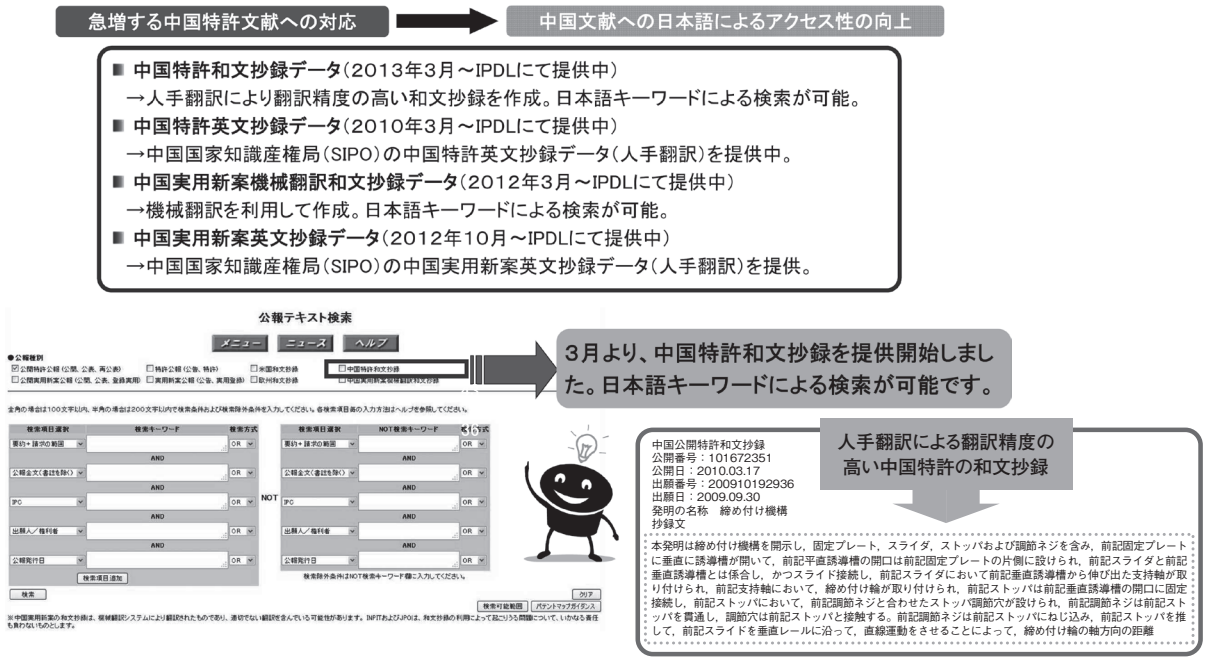

図７　中国特許・実用新案の和文抄録の提供の概要

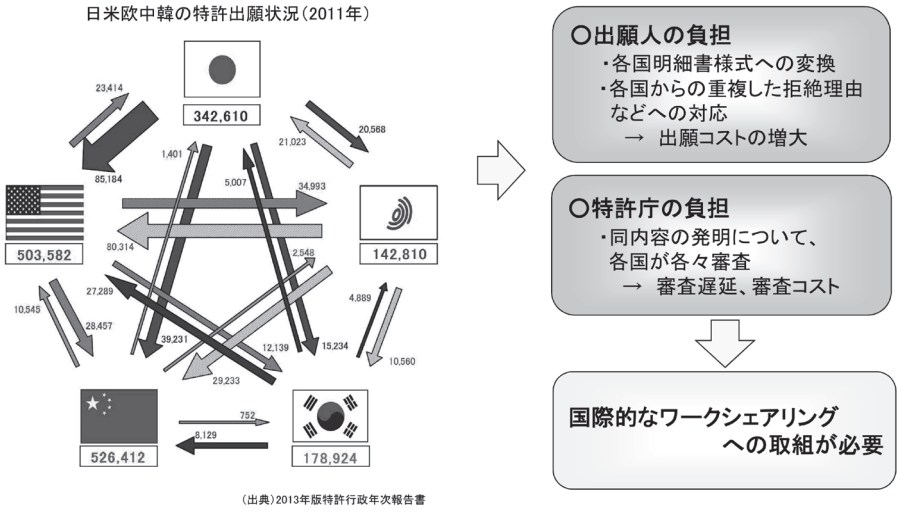

図８　国際的なワークシェアリングへの取組の必要性

図７に，中国特許・実用新案の和文抄録の提供の概要を示す。急増する中国特許文献への対応として，中国文献への日本語によるアクセス性の向上を目的とし，特許庁ホームページを通じて和文抄録を提供しており，活用いただきたい。

2.4　特許庁における国際的な取り組み

図８に，国際的なワークシェアリングへの取組の必要性を示す。国際的にPCT出願が急増しているところ，審査の重複に伴う出願人や特許庁の負担が大きく，国際的なワークシェアリングへの取り組みが必要である。

図９に特許制度調和の機運の高まりを示す。日米欧中

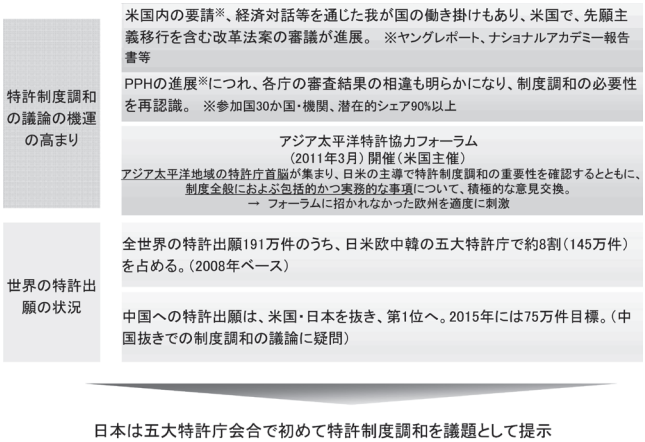

図９　特許制度調和の機運の高まり

韓の５大特許庁で全世界の出願の約8割（145万件）を占めており，５大特許庁で議論を始めたところである。

2.5　特許審査ハイウェイ，JP-FIRST

図10に，特許審査ハイウェイ（PPH：Patent Prosecution Highway）の概要を示す。第一国の審査で特許可能となった結果を他の国の特許庁へ提出すると，早く審査をしてもらえる。特許査定率が高く，FA期間（一次審査順番待ち期間）の短縮になり，迅速な審査とコスト削減等の利点がある。

図11に，JP-FIRSTの概要を示す。日本特許庁の独自の取り組みである。出願から２年以内に審査請求されたものは，日本特許庁が早めに審査している。外国の審査が行われる前に日本の審査結果がわかる。外国の特許庁は日本の審査結果を参照することが可能であり，日本の審査結果と同じ結果になることが多い。JP-FIRSTにより出願人の負担が軽減されると考えている。

3　「発明の単一性の要件」，「発明の特別な技術的特徴を変更する補正」等の審査基準改訂の解説

産業構造審議会･知的財産政策部会において了承された「発明の単一性の要件」および「発明の特別な技術的特徴を変更する補正」の審査基準改訂についてご解説いただいた。以下に，ご講演の抜粋を報告する。

図12に，「審査の予見性の向上」への施策を示す。これら施策のうち，「発明の単一性の要件」，「発明の技術的特徴を変更する補正」は，審査基準の改訂をともなう。

審査基準は，産業構造審議会の審査基準専門委員会で定期的な見直しが行われた上で改訂されなければならない。「発明の単一性の要件」，「発明の技術的特徴を変更する補正」も審査基準専門委員会での議論を踏まえて，今般改訂されたものである。発明の単一性等の拒絶理由は，発明の実体的な瑕疵ではなく，審査の効率のために設けられたものであるところ，従前の審査基準に対してより柔軟にすべきとの議論がなされ，改訂されたものである。

図13に，平成25年度における特許審査基準の改訂の概要を示す。特許法第37条の拒絶理由通知率が上昇する一方で，審査対象の範囲が狭い，補正の制限が厳しい等のユーザニーズを踏まえて改訂された。

とくに，出願人が当初考えていた「発明の技術的特徴（STF：Special Technical Feature）」が先行文献によりなくなってしまうと，単一性を満たすものがなくなってしまうケースがあるが，このような場合について，上記の意見を踏まえ，「STF」と「審査の効率」の二つの観点から，審査対象を拡大する改訂を行った。

「最初に発見されたSTFと同一又は対応するSTFを有

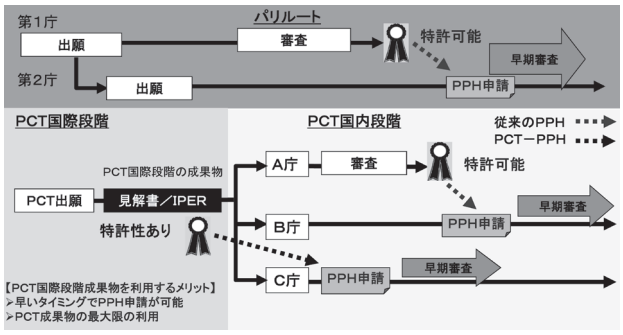

図10　特許審査ハイウェイの概要

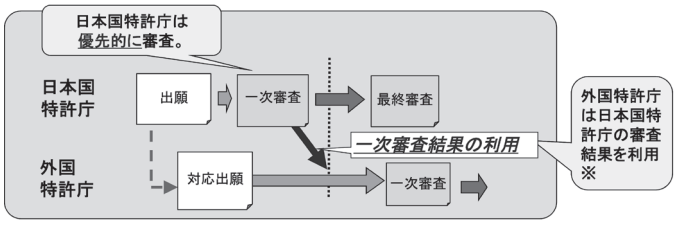

※USPTOへの基礎出願のうち、88%について、USPTOの最終処分よりも早期に審査着手（2011年2月時点）。

図11　JP-FIRSTの概要

1. 産業構造審議会「審査基準専門委員会」による「特許・実用新案　審査基準」の定期的な見直し

・法学者、経済学者、科学者、弁理士、弁護士、産業界からなる「審査基準専門委員会」による定期的な審査基準の見直しにより、適切な基準となっているかを点検している。
・新たな審査基準作成の際には、「審査基準専門委員会」において、その妥当性等の検討をしている。

2.「発明の単一性の要件」、「発明の技術的特徴を変更する補正」の審査基準の改訂

・発明の単一性の要件を満たさないこと、また、発明の技術的特徴を変更する補正を行うことは、発明の実体的な瑕疵ではなく、無効理由でもないことに鑑み、審査対象の拡大について柔軟に行うことを可能にする方向で、審査基準の改訂を行った。

3.「特許・実用新案　審査基準」のハイパーテキスト化

・審査基準をハイパーテキスト化し、審査基準の各項目間及びそれらと関係の深い事項（法令、判例等）への参照を可能として、特許庁のホームページ等で公開している。

4.「特許・実用新案　審査基準」の英語版（仮訳）の公表

・審査基準の英語版（仮訳）は、一部[注]を除いてすべて特許庁のホームページで公表している。

注）「第VII部 特定技術分野の審査基準」の「第2章 生物関連発明」における「7. タンパク質立体構造関連発明事例集」

図12　審査の予見性の向上

審査基準改訂の基本方針

➢第37条の拒絶理由通知率が上昇している審査の現状や、審査対象となる範囲が狭い、補正の制限が厳しい等のユーザーの意見・要望を踏まえ、「特別な技術的特徴（STF）」と「審査の効率性」の二つの観点から、審査対象を拡大する改訂を行う。

審査基準改訂のポイント

➢改訂前の審査基準で審査対象としていた「最初にSTFが発見された発明の発明特定事項を全て含む発明」に替えて、「最初に発見されたSTFと同一の又は対応するSTFを有する発明」を、審査対象とすることとした。
➢STFに基づいて審査対象として発明とまとめて審査を行うことが効率的である発明については、審査対象に加えることとした。
（例）特許請求の範囲の最初に記載された発明の発明特定事項を全て含む同一カテゴリーの発明
➢これらの要件の趣旨に鑑み、必要以上に厳格に適用することがないようにすることを明確にした。

（参考）特許庁HP：「発明の単一性の要件」、「発明の特別な技術的特徴を変更する補正」の審査基準の改訂について　http://www.jpo.go.jp/shiryou/kijun/kijun2/hatsumei_kaitei.htm

図13　平成25年度における特許審査基準の改訂

する発明」を審査対象とする。STFに基づいて審査対象とした発明とまとめて審査を行うことが効率的である発明を審査対象とすることとし，具体的には，請求項１に従属する同一カテゴリーの発明は，原則として審査対象とすることとなった。

■ 特許法第37条（平成16年1月1日以降の出願に適用）
- □ 二以上の発明については、経済産業省令で定める技術的関係を有することにより発明の単一性の要件を満たす一群の発明に該当するときは、一の願書で特許出願をすることができる。

■ 特許法施行規則第25条の8
- □ 特許法第三十七条 の経済産業省令で定める技術的関係とは、二以上の発明が同一の又は対応する特別な技術的特徴を有していることにより、これらの発明が単一の一般的発明概念を形成するように連関している技術的関係をいう。
- □ 2　前項に規定する特別な技術的特徴とは、発明の先行技術に対する貢献を明示する技術的特徴をいう。
- □ 3　(略)

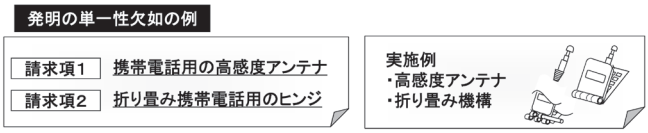

図14　発明の単一性の概要

図14に，発明の単一性の概要を示す。二以上の発明が同一の，または対応する特別な技術的特徴（STF）を有している場合には，単一性を有している。STFとは，発明の先行技術に対する貢献を明示する技術的特徴である。発明の単一性欠如の例として，携帯電話の「高感度アンテナ」と「折り畳み機構」がある。いずれも携帯電話に使われる技術であるが，「高感度アンテナに特徴を有する携帯電話」と「折り畳み機構に特徴を有する携帯電話」は，同一または対応するSTFにあたらないので，単一性を有しない。

図15に，発明の単一性の要件を示す。発明の単一性は，二以上の発明が同一のまたは対応する特別な技術的特徴（STF）を有しているかどうかで判断する。出願人がSTFとしたものであっても，発明の先行技術に対する貢献をもたらすものでないことが明らかとなった場合

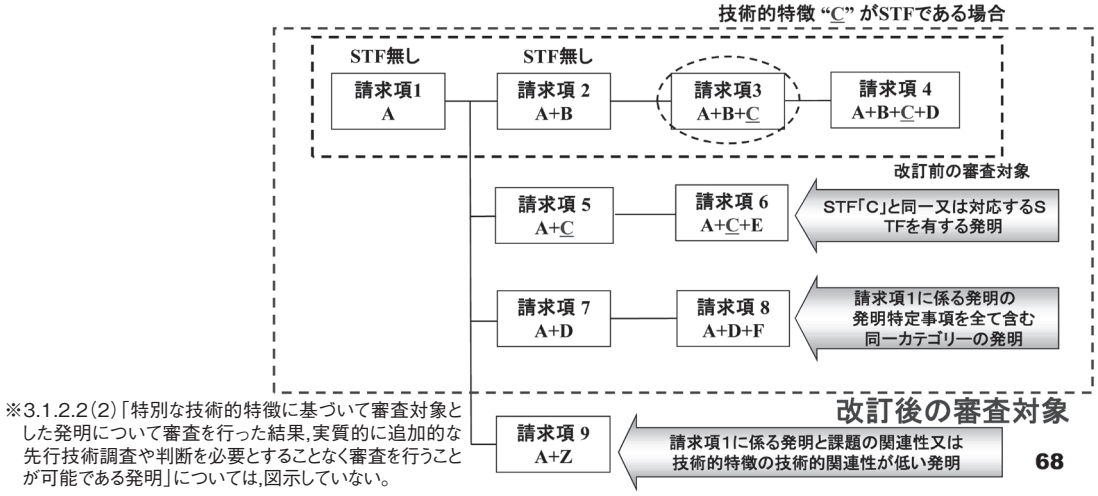

※3.1.2.2(2)「特別な技術的特徴に基づいて審査対象とした発明について審査を行った結果,実質的に追加的な先行技術調査や判断を必要とすることなく審査を行うことが可能である発明」については,図示していない。

図15　発明の単一性の要件

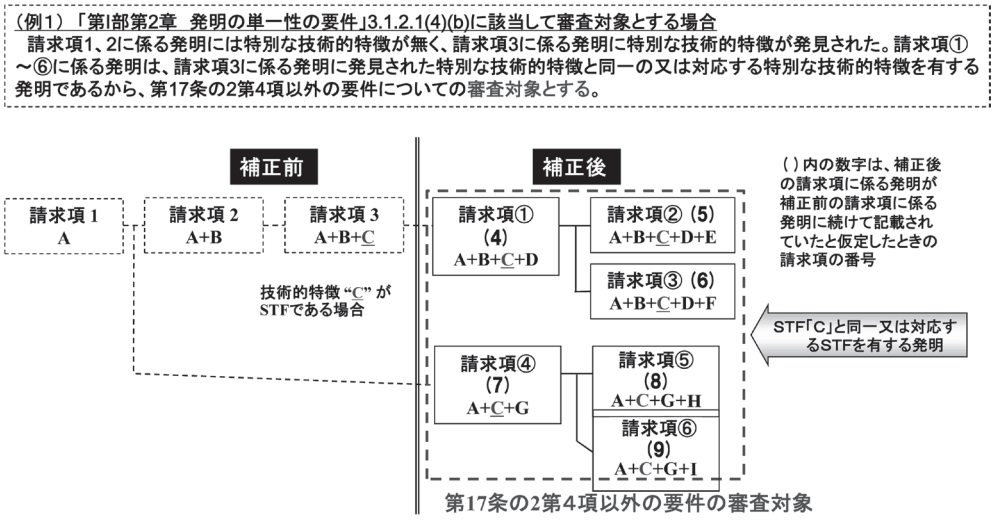

図16　発明の特別な技術的特徴を変更する補正の概要

（新規性が無い場合），STFとはならなくなる。

審査対象の決定の具体的手順は，特別な技術的特徴に基づく審査対象の決定と，審査の効率性に基づく審査対象の決定を行い，いずれかの判断で「審査対象」となれば，発明の単一性の要件以外の要件についての審査を行う。特別な技術的特徴に基づく審査対象の決定は，まず，請求項１について，STFの有無（新規性の有無）を判断する。請求項１に新規性がない場合，請求項２についてSTFの有無の判断を行う。このように，直系の従属請求項について判断を行う。どこかで新規性があるものを見つけるまで繰り返す。図15では，請求項３にSTF「Ｃ」を発見したことから，請求項１～４が審査対象となる。

STFに基づく審査対象の決定として，STF「Ｃ」と同一又は対応するSTFを有する発明（請求項５，６）を審査対象とすることとなった。この点が改訂前より広がった。請求項１の発明特定事項を含む同一カテゴリーの発明（請求項２～９）は，原則として審査対象とする。ただし，請求項１に係る発明と課題の関連性または技術的特徴の技術的関連性が低い発明（請求項９）は，審査対象とはしない。

図16に，発明の特別な技術的特徴を変更する補正の概要を示す。考え方は単一性の場合と同じである。携帯電話の「高感度アンテナ」の発明が拒絶されたので，「折り畳み機構」について審査して下さいということはやめて下さいというのが当該補正の制限の主旨である。補正後もSTFを含んでいれば，審査対象となる。

4 「特許性判断におけるクレーム解釈に関する調査研究」の解説

（財）知的財産研究所の「平成24年度特許庁産業財産権制度問題調査研究報告書を利用し，（1）機能・特性クレーム，（2）プロダクト・バイ・プロセス・クレームについてご解説いただいた。以下に，ご講演の抜粋を報告する。

4.1 機能・特性等により表現されたクレーム

機能・特性等により表現されたクレーム（機能クレーム）とは，請求項中に機能・特性等を用いて物を特定しようとする記載のある請求項のことである。

①日本の運用

日本の審査基準の第Ⅱ部第2章1.5.2（1）によれば，「請求項中に機能・特性等を用いて物を特定しようとする記載がある場合には，…異なる意味内容と解すべき場合を除き，原則として，その記載は，そのような機能・特性等を有するすべての物を意味していると解釈する」とされている。ただし，「その機能・特性等が，その物が固有に有しているものである場合は，その記載は物を特定するのに役に立っておらず，その物自体を意味しているものと解」し，また「出願時の技術常識を考慮すると，そのような機能・特性等を有するすべての物のうち特定の物を意味しているとは解釈すべきでない場合がある」（例：木と樹脂を固定する手段という記載に関し，固定手段として「溶接」は含まない等）。

審査基準の第Ⅱ部第２章1.5.5（3）によれば，「機能・特性等により物を特定しようとする記載を含む請求項」においては「引用発明との対比が困難となる場合」があり，そのような場合，「引用発明の物との厳密な一致点及び相違点の対比を行わずに，審査官が，両者が同じ物であるとの一応の合理的な疑いを抱いた場合には，その他の部分に相違がない限り，新規性が欠如する旨の拒絶理由を通知する」とされている。

②米国の運用

特許法112（f）には，「組合せに係るクレームの要素は，その構造，材料又はそれを支持する作用を詳述することなく，特定の機能を遂行するための手段又は工程として記載することができ」との記載があり，特許法で機能クレームが記載可能であることを謳っている。なお，同法112（f）は，「機能クレームは，明細書に記載された対応する構造，材料又は作用，及びそれらの均等物を対象としていると解釈されるものとする」とも規定している。

ミーンズ・プラス・ファンクション・クレームは，審査における特許の有効性判断においても，侵害訴訟における侵害判断においても，明細書に記載された実施例とその均等物に限定的に解釈される。しかし，通常の機能クレームとミーンズ・プラス・ファンクション・クレームの境界はそれほど明確ではないように思われると報告書には記載されている。

③欧州の運用

欧州特許庁において，機能・特性等により物を特定するクレームの記載は，表現形式として認められている。

以前に比べて，コンピュータ応用発明以外でも機能的クレームが比較的認められやすくなったようである。

機能クレームは，当業者が発明的技能を用いることなく，その機能を発揮させる手段を難なく提供することができる限りにおいて，その機能を有するすべての物を含むと解釈される。

④中国の運用

審査指南（日本の審査基準に相当）においては，機能クレームは，構造的な特徴によって記述するよりも機能的特徴によって記述する方がより適切な場合にのみ，その使用が認められ，機能クレームの範囲は，その機能を実現できるすべての実施形態をカバーしていると解釈される。

しかし，最高人民法院より公表された侵害事件の司法解釈（2009年）４条では，機能クレームは，明細書に記載された実施例とその均等物に限定されるとされており，実際の事例では，両方の判断があるようである。

⑤韓国の運用

審査指針（日本の審査基準に相当）においては，機能・特性等により物を特定するクレームは，詳細な説明において特定の意味を有するように明示的に定義している場合を除き，原則，そのような機能・特性等を有するすべての物を意味していると解釈される。

ただし，韓国大法院の判例には，機能的表現を含むクレームの解釈について，制限的解釈を採るケース，非制限的解釈を採るケースが混在しており，韓国において，機能的表現を含むクレームを解釈する方法について確立した判例，基準はまだないといった段階である。

4.2　プロダクト・バイ・プロセス・クレーム

プロダクト・バイ・プロセス・クレームとは，請求項中に製造方法によって生産物を特定しようとする記載がある請求項のことである。物質同一説と製法限定説の二つの説がある。物質同一説とは，物として同一性がある限りクレームに記載の製造方法と異なる製造方法によって製造された物を含むとする説である。製法限定説とは，クレームに記載の製造方法によって得られる物に限定されるとする説である。

①日本の運用

日本の審査基準では物質同一説の立場が採られている。

審査基準の第Ⅰ部第1章2.2.2.4（2）によれば，「発明の対象となる物の構成を，製造方法と無関係に，物質等により直接的に特定することが，不可能，困難，あるいは何らかの意味で不適切であるときは，その物の製造方法によって物自体を特定することができる」，「請求項が製造方法によって生産物を特定しようとする表現を含む場合には，通常，その表現は，最終的に得られた生産物自体を意味しているものと解する」とされている。

審査基準の第Ⅱ部第2章1.5.2（3）によれば，「請求項中に製造方法によって生産物を特定しようとする記載がある場合，…異なる意味内容と解すべき場合を除き，その記載は最終的に得られた生産物自体を意味していると解する」とされている。

審査基準の第Ⅱ部第2章1.5.5（4）によれば，「製造方法による生産物の特定を含む請求項においては，その生産物自体が構造的にどのようなものかを決定することが極めて困難な場合」があり，そのような場合には，「当該生産物と引用発明の物との厳密な一致点及び相違点の対比を行わずに，審査官が，両者が同じ物であるとの一応の合理的な疑いを抱いた場合には，その他の部分に相違がない限り，新規性が欠如する旨の拒絶理由を通知する」とされている。

審判決例として，従来から物質同一説でクレーム解釈することが判示されていたが，知財高裁の大合議判決「平成22年（ネ）10043号特許権侵害差止請求控訴審事件」では，真性プロダクト・バイ・プロセス・クレームについては物質同一説，不真性プロダクト・バイ・プロセス・クレームについては製法限定説でクレーム解釈するとの判示がなされた。

②米国の運用

特許審査便覧（MPEP：Manual of Patent Examining Procedure，日本の審査基準に相当）では，物質同一説の立場が採られている。判例では，審査時には物質同一説でクレーム解釈することが判示される一方，侵害訴訟においては，製法限定説でクレーム解釈されることが判示されている。

③欧州の運用

審査便覧では，物質同一説の立場が採られている。審決では，審査時においては物質同一説でクレーム解釈することが説示されている。

④中国の運用

審査指南では，物質同一説の立場が採られている。判例では，物質同一説でクレーム解釈することが判示されている（侵害訴訟については，ヒアリングした結果，製法限定説という意見もあり）。

⑤韓国の運用

審査指針では，物質同一説の立場が採られている。審判決では，審査時においては物質同一説でクレーム解説することが判示されている。

5　討論会

本年度も，討論会を行う時間と場とを設け，講演テーマ以外の事項も含めた活発な情報・意見の交換を行う機会の提供を行った。時間に収まりきれないほどの活発なご質疑ご討論となったので，質疑応答の一端を収録させ

て頂く。誌面の都合ですべてを記載できないことを，読者にはご了解頂きたい。

以下，溶接業界関係参加者の発言を＜参＞で，特許庁参画者の発言を＜庁＞で示す。

Q1）＜参＞外国のみに出願されている先行文献を引例として，日本国内の出願に対して拒絶理由が通知された案件があったが，このような先行文献調査は一般的に行われているのか？

A1）＜庁＞昔から行われているサーチ戦略と変わりはない。審査官は，外国の文献もサーチしている。なお，日本の出願は増えていないが，全世界では出願が増えているので，このようなケースが目立ってきている可能性はある。

Q2）＜参＞特許を申請した方が良い場合と，あるいは申請しない方が有利な場合と，判断基準はあるか？

A2）＜庁＞特許庁としての答えはないが，企業の出願戦略を考える上で，知財戦略事例集（2007年）が参考になると思われる。多くの企業にヒアリングしてまとめたものであり，2007年のものではあるが，基本的な考え方は今でも変わっていないと思われる。http://www.jpo.go.jp/cgi/link.cgi?url=/torikumi/hiroba/chiteki_keieiryoku.htm

Q3）＜参＞「発明の技術的特徴」に関し，発明の先行技術に対する貢献で「貢献」とは，「新規性」以外に何か別のものも有るのか？

A3）＜庁＞先行技術に一部記載がなく，一見新規性があるように見えても，その一部が周知技術や慣用技術の付加である場合や，単なる設計変更である場合には，貢献はない。新規性と考えていただいて良い。

Q4）＜参＞特許法第37条の拒絶が増えたとの説明があったが，溶接分野はどうだったのか？

A４）＜庁＞溶接分野での統計はない。特許庁でも単一性の拒絶理由の割合は公表されていない。溶接分野では，「方法」と「装置」と「溶接されたもの」の３種類がクレームされることが多い。この場合，最初のクレームにSTFが無いと，その時点で３種類の出願になってしまうと判断する場合もあるので，その意味で第37条の拒絶が多かったとも考えられる。

Q5）＜参＞溶接分野で，スーパー早期審査は行われているのか？

A5）＜庁＞数は多くないが，行われている。

Q6）＜参＞早期審査やスーパー早期審査では，外部の調査機関を使わずに審査官が調査するのか？

A6）＜庁＞スーパー早期審査は，対応期間が短いこともあり，審査官が行っている。早期審査は，調査機関に依頼する場合もある。

Q7）＜参＞早期審査やスーパー早期審査で面接審査は対応してもらえるのか？

A7）＜庁＞要請があれば断るものではない。但し，スーパー早期審査に関しては，対応期間が短いので，実際には難しいかもしれない。

Q8）＜参＞日本メーカの中国での特許係争の状況はどうなっているのか？

A8）＜庁＞中国における特許出願の急増や実用新案の急増に伴い，中国に進出している企業の知財リスクは高まっていると聞いている。特許庁ホームページに参考となる情報を掲載している。また，JETRO北京に知財の担当者がいるので相談されてはどうか。
http://www.jpo.go.jp/index/kokusai_doukou.html#a12
http://www.jetro-pkip.org/

Q9）＜参＞PPHを活用して中国で登録になる割合がそれ程高くないように感じているが，理由としては，翻訳の問題や記載要件が厳しいといったことがあるのか？

A9）＜庁＞PPHについての分析はできていないが，一般論として，中国語への翻訳の問題等，様々なことがあるとは聞いている。

6　おわりに

以上，昨年11月に実施された特許庁と（一社）日本溶接協会員企業との懇談会概要を報告した。特許委員会としては，次年度以降も特許庁とこのような会合を継続実施する計画であり，「懇談会」の名にふさわしく，溶接業界と行政実務とを繋ぐ「意見交換会」として行きたいと考えている。

読者の皆様からの，本稿および懇談会全般に対するご意見ならびにご要望を，重ねてお願いしたい。